

補助金交付申請時の提出書類

申請時の提出書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	
②補助対象工事等を行う予定である住宅等の全景（2面以上）及び施工場所（部屋）別の写真	・申請する全ての施工部分の写真が必要です。写真については、写真専用台紙に、施工場所別（見積書）に記載された内容の写真を台紙に貼って提出してください。
③住民票の写し（全員） ※戸籍謄本（三世代同居等の場合等）	・3ヶ月以内に発行されたもの ※コピー不可 ※三世代同居等の加算で申請の場合は、必要により戸籍謄本が必要です。
④市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）	・3ヶ月以内に発行されたもの ※完納証明は、本庁2階納税課、各支所、出口出張所で発行されます。
⑤登記事項証明書（建物）で、住宅等の所有者が確認できる書類	・3ヶ月以内に発行されたもの ※コピー不可 ※原則「登記事項証明書（法務局発行）建物」を添付してください。 登記事項証明書で所有者の確認ができない場合は、必要諸手続きを取っていただいた上で、登記事項証明書（建物）に代わる書類を提出して下さい。
⑥補助対象工事等の見積書（原本） ※平面図等に工事内容を記入して、基本工事と住環境向上工事に区分して作成して下さい。 ※耐震改修工事の見積りは別途作成をしてください。	・施工業者の押印があるもの（代表者名記入） ・外部、内部（部屋別）で工事額が明記されているもの ※工事費を合算し、「一式」と記載したものは不可。 ※工事内容が分かるように記載すること（別様式でも可） ・耐震改修工事を行う場合は、本体のリフォーム工事と別に見積書をご用意ください。（建築指導課の耐震改修申請受付済みの写しを添付して下さい。）
⑦暴力団排除に係る誓約書	・誓約書
⑧各種同意書等（必要な場合） (ア) 共有者同意書 (イ) 納付状況確認同意書 (ウ) 住宅の共有に関する誓約書 (エ) 相続人代表者の届出	・工事を行う住宅を複数名で所有している場合 ⇒ (ア) ・相続手続きができていない場合 ⇒ (エ) ※相続人代表者の届出は、 本庁2階資産税課 で手続き可 ・相続手続きができていない場合（複数相続人） ⇒ (ア)・(エ) ・完納証明書が取得できない場合 ⇒ (イ) ・複数所有の場合で、他の所有者の同意書が用意できない場合 ⇒ (ウ)
⑨振込先 銀行等口座番号確認書	※申請者名義の口座
⑩対象住宅の位置図	※住宅地図のコピーでも可
⑪平面図	※各階平面図（工事の内容を記入）を作成し提出して下さい。
⑫建築確認済書	※増築等で建築確認が必要な場合は、建築確認済書の写しを提出して下さい。
⑬省エネ改修工事内容確認書	※基本工事が省エネタイプの場合は提出して下さい。
⑭三世代同居・近居の確認（18歳未満） 移住の場合：定住に関する誓約書	※住民票（申請者から三世代）・住宅位置図（1Km以上の確認） 過去の居住確認及び申請後の居住に関する誓約・承諾書 □
⑮委任状（代理人が提出の場合）	※代理人が配偶者の場合は、省略可 この委任状を使用して、代理人が住民票、戸籍、完納証明書等を請求することはできません。

* 注意事項

- ・使用する印鑑は（**本申請書・実績報告書・請求書**）すべて同一のものでお願いします。
※ゴム製のネーム印（シャチハタ等）は、使用不可。
- ・住所地番については、登記簿等をご確認の上、地名地番でご記入下さい。
- ・申請時に対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、売買契約書の写し又は名義変更等の予定（様式は自由）を添付して下さい。
- ・現在、市外にお住まいの方で住宅リフォーム後に松山市内に転居予定の方は、現在お住まいの自治体の住民票及び市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）又は納税証明を提出して下さい。